

(公財) まちみらい千代田理事長 様

マンション名

所在地

管理組合

代表者氏名

印

エレベーター非常用備蓄キャビネット配付申請書兼誓約書

当管理組合は、エレベーター非常用備蓄キャビネット配付要綱第5条に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

なお、当管理組合は、要綱第3条に該当し、設置後にあたってはエレベーター非常用備蓄キャビネット設置基準（裏面参照）を順守することを誓約します。

記

1 管理規約

別添写しのとおり

2 マンション防災計画等

*あてはまる項目にチェックしてください。

策定済み 未策定

*策定済みの場合は、マンション防災計画の写しを添付してください。

*未策定の場合は、下欄に署名捺印の上、1年以内に写しの提出をお願いします。

平成 年 月 日までに、マンション防災計画を策定します。

代表者氏名

印

3 マンションの居住形態

住宅戸数 _____ 戸 (全戸数 _____ 戸)

4 エレベーター非常用備蓄キャビネットの種類

*希望する項目にチェックしてください。

スタンダードタイプ スリムタイプ

5 キャビネットの配送先及び担当者（連絡の取れる方）

マンション名

住所 〒

担当者名

担当者住所 〒

電話番号

E-mail :

エレベーター非常用備蓄キャビネット設置基準

(マンション防災計画の策定)

管理組合は、申請時においてマンション防災計画を策定していることとし、策定していない場合は、申請後1年以内に策定し、写しを提出すること。

(キャビネットの再申請等)

配付の申請は、1棟一回限りとし、配付後キャビネットが故障または破損、盗難にあった場合は、管理組合は再度配付申請をすることは出来ない。

(定期点検)

管理組合は、月1回キャビネットの備蓄内容を点検し、有効期限を超えるものについては、管理組合の責任で処分及び補充を行うこと。

(設置場所)

管理組合は、非常用備蓄キャビネット（以下「キャビネット」という。）を設置しようとするときは、エレベーター内に固定し、ドアの開閉や利用者の妨げにならないよう設置すること。

(キャビネットの使用方法)

管理組合は、キャビネットの設置目的、使用方法を居住者及びエレベーター利用者に周知すること。

(その他)

当該キャビネットに関わる故障・破損・事故については、管理組合の責任で管理すること。

まちみらい千代田は、当該キャビネットに関する事故については、一切関わらないものとする。

【問い合わせ・申請先】

公益財団法人まちみらい千代田

住宅まちづくりグループ

Tel 03-3233-3223

Fax03-3233-7557